

森の力再生事業実施要領

- 制定 平成 18 年 7 月 12 日
環境森林部森林総室長通知森計第 281 号
- 改正 平成 19 年 2 月 22 日
環境森林部森林総室長通知森計第 523 号
- 改正 平成 19 年 3 月 30 日
環境森林部森林総室長通知森計第 575 号
- 改正 平成 20 年 2 月 8 日
建設部森林局長通知森計第 507 号
- 改正 平成 20 年 11 月 21 日
建設部森林局長通知森計第 398 号
- 改正 平成 21 年 2 月 13 日
建設部森林局長通知森計第 451 号
- 改正 平成 22 年 2 月 24 日
建設部森林局長通知森計第 593 号
- 改正 平成 22 年 3 月 30 日
建設部森林局長通知森計第 610 号
- 改正 平成 23 年 2 月 25 日
交通基盤部森林局長通知森計第 485 号
- 改正 平成 23 年 3 月 25 日
交通基盤部森林局長通知森計第 553 号
- 改正 平成 24 年 3 月 2 日
交通基盤部森林局長通知森計第 1012 号
- 改正 平成 25 年 6 月 11 日
交通基盤部森林局長通知森計第 64 号
- 改正 平成 26 年 5 月 20 日
交通基盤部森林局長通知森計第 41 号
- 改正 平成 27 年 3 月 30 日
交通基盤部森林局長通知森計第 188 号
- 改正 平成 28 年 3 月 22 日
交通基盤部森林局長通知森計第 257 号
- 改正 平成 30 年 3 月 27 日
経済産業部森林・林業局長通知森計第 298 号
- 改正 平成 31 年 3 月 22 日
経済産業部森林・林業局長通知森計第 237 号
- 改正 令和元年 7 月 1 日
経済産業部森林・林業局長通知森計第 102 号
- 改正 令和 2 年 3 月 24 日
経済産業部森林・林業局長通知森計第 298 号
- 改正 令和 3 年 3 月 9 日
経済産業部森林・林業局長通知森計第 301 号
- 改正 令和 4 年 3 月 31 日
経済産業部森林・林業局長通知森計第 369 号
- 改正 令和 4 年 10 月 20 日
経済産業部森林・林業局長通知森計第 191 号
- 改正 令和 5 年 3 月 29 日

改正 經濟産業部森林・林業局長通知森計第 352 号
令和 5 年 4 月 26 日
改正 經濟産業部森林・林業局長通知森計第 39 号
令和 6 年 3 月 27 日
改正 經濟産業部森林・林業局長通知森計第 327 号

第1 趣旨

静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する知事が定めるものとして実施する森の力再生事業の実施については、森の力再生事業実施要綱（平成18年5月26日付け環境森林部長通知森計第172号。以下「実施要綱」という。）及び森の力再生事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第617号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 実施主体

本事業における実施主体は、交付要綱第2（2）に定める整備者（以下「整備者」という。）及び交付要綱第2（3）に定める権利者（以下「権利者」という。）とし、実施要綱第6に定めるもののほか、その要件は次に掲げる事項とする。

（1）整備者

実施要綱第6（4）文中の「別に定める条件」は、次のいずれにも該当することとする。

ア 次の（ア）及び（イ）の事項のいずれにも該当する専門技術者を、整備者の責任において1人以上確保し、調査計画及び管理等に従事させることができること。

（ア） 次のいずれかの条件を満たす者

a 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項に基づく林業普及指導員資格試験（森林法の一部を改正する法律（平成16年3月31日法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項に基づく林業改良指導員資格試験を含む。）に合格した者

b 静岡県知事が認定した林業作業士、林業技能作業士及び基幹林業作業士並びに都道府県知事が認定したこれらと同等の資格を有する者

c 一般社団法人日本森林技術協会（昭和13年2月28日に社団法人興林会という名称で設立された法人をいう。）が認定した林業技士（社団法人日本林業技術協会（昭和13年2月28日に社団法人興林会という名称で設立された法人をいう。）が認定した林業技士を含む。）

d a から c までの専門技術者と同等以上の能力と経験を有する以下のいずれかの者

（a） 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は森林法施行令の規定に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件（平成17年農林水産省告示第456号）の二に規定する森林法施行令第9条の農林水産大臣の指定する教育機関を卒業した後に森林整備に関し13年以上実務の経験を有する者、学校教育法による高等学校及び中等教育学校を卒業した後に森林整備に関し17年以上実務の経験を有する者並びに学校教育法による中学校を卒業した後に森林整備に関し20年以上実務の経験を有する者

（b） 建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条の3に基づく土木施工管理技士及び造園施工管理技士又は竹林整備に関し3年以上の実務の経験を有する者（竹林の整備に限る。）

（イ） チェンソーに係る特別教育（労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）第36条第8号又は同条第8号の2の定めによる。）の修了者（ただし、チェンソーを使用せずに整備を行う場合にあつては、別に県が実施する安全研修会の受講者）

イ 次の条件をいずれも満たす作業スタッフを、整備者の責任において3人以上確保し、森林整備等に従事させることができること。

（ア） チェンソーに係る特別教育の修了者（ただし、チェンソーを使用せずに整備を行う場合にあつては、別に県が実施する安全研修会の受講者）

（イ） 労災保険（原則として職種は「林業」。整備者の代表と作業スタッフの間に雇

- 用関係が無い場合は、当該作業による重度障害及び死亡を補償の対象とした保険)に加入した上で森林整備に従事する者
- ウ 事業の実施に当たり、必要な安全対策を講じることができること。
- エ 県内における継続した活動が確実に見込まれ、実施要綱第 10 に定める協定期間中の適正管理の実施が担保されていること。
- (2) 権利者
- ア 交付要綱第 2 (3) 文中の「権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
- (ア) 森林の立木竹に所有権を有する者
- (イ) 森林の土地に地上権、賃借権等の使用収益権を有する者
- (ウ) 森林に入会権を有する者
- (エ) 森林の立木竹に係る分収林契約の当事者である者
- (オ) その他、実質的に森林の立木竹の育成に関わることができる、森の力再生事業の施行地を管轄する農林事務所の長(以下「所長」という。)が認める者(ただし、森林法第 11 条に規定する森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に係る森林所有者から森林の経営の委託を受けた者を除く。)
- イ 同一交付申請において複数の権利者が権利を有する場合にあつては、森林の管理に係る代表者又は本事業による整備に係る代表者を、第 6 (2) に定める委託契約前に定めることができる。この場合、森の力再生事業の実施に係る委任状(様式第 19 号。以下「委任状」という。)によらなければならない。

第 3 対象森林

本事業で整備を実施する森林は、(1) に定める森林のうち (2) に定める森林及び (3) に定める竹林とする。

- (1) 整備の対象とする森林は、次のとおりとする。
- ア 森林の区域は、実施要綱第 7 に定めるところによる。
- イ 実施要綱第 7 の「権利者による整備の困難性」の基準は、次に掲げる事項のいずれかに該当することとする。
- (ア) 林道等から相当の距離に位置する森林
- (イ) 急傾斜地の森林
- (ウ) 木材生産の機能が低い森林
- (エ) 権利者が権利を有する森林の規模が極めて零細である森林
- ウ 実施要綱第 7 (1) イ及び (2) イの「実施要綱第 7 (1) ア及び (2) アに定められることが確実な森林」については、第 5 (4) に規定する市町長の意見を尊重するものとし、「知事が整備の緊急性を認める森林」については、次に掲げるいずれかの森林とする。
- (ア) 全部又は一部に風倒等の被害が現に発生している森林
- (イ) 実施要綱第 7 (1) ア及び (2) アの森林と一体的に整備することにより整備効果が高まると判断される森林
- エ 次に掲げる森林は、原則として除外するものとする。
- (ア) 森林の実質的な権利者が国、県、市町である森林
- (イ) 森林法第 25 条の規定により指定された保安林
- (2) 整備を実施する森林は、(1) に定める森林のうち別表のとおりとする。
- (3) (2) の森林に隣接する竹林であつて、同一交付申請における同時整備により整備効果を確保するために一体的な整備が不可欠と判断される竹林は、整備することができるものとする。

第 4 実施要件

本事業による整備は、次の (1) 又は (2) の事業ごとの各項目に掲げる事項を要件と

し、原則として1施行地につき1回に限り実施するものとする。

ただし、整備前の対象森林の現況、過去の被災履歴、周辺森林の現況並びに整備後の被災の状況及び混交林化等への進行の経過等を勘案し、事業目的の達成上必要があると所長が特に認める場合に限り、初回整備年度の翌年度以降の実施ができるものとする。

(1) 人工林再生整備事業

ア 樹種等

スギ、ヒノキの人工林

イ 齢級

原則として3齢級から13齢級（平成27年3月31日現在の齢級）

ウ 1申請当たりの規模

第4(1)エ(ア)環境伐にあつては、原則として、同一の小流域内に所在し若しくは一連の団地又はそれらの集合（単一又は複数の第8に定める森の力再生事業整備計画書（以下「整備計画書」という。）の範囲）、かつ、単一の農林事務所の管内の一部であつておおむね1.0ha以上

第4(1)エ(イ)倒木等処理にあつては、原則として、同一の小流域内に所在し若しくは一連の団地又はそれらの集合（単一又は複数の整備計画書の範囲）、かつ、単一の農林事務所の管内の一部であつておおむね0.1ha以上

ただし、2以上の農林事務所の管内にわたる場合は、事業目的の達成上、一体として整備することが必要であると、整備を行う森林面積の最も大きい区域を管轄する所長が認めた場合は、この限りではない。

また、整備後の被災の状況及び混交林化等への進行の経過等により、事業目的の達成上必要があると所長が特に認める場合に限り、必要な規模とする。

エ 整備内容等

実施要綱第5(1)の内容及び実施要綱第9の基準は、次に掲げる事項とし、整備者が対象森林の現況等を調査した上で、補助金交付の申請を連名で行う整備者及び権利者（以下「申請者」という。）が整備計画書により事業目的の達成のために必要な整備等を提案し、これを補助金交付の決定により所長が認めたものとする。

ただし、(ア)又は(イ)及び(ウ)、(キ) bは、対象森林ごとの初回の補助金交付の申請に当たっての必須の作業種とする。

(ア) 環境伐

広葉樹の自然発生を目的に行う、対象森林のおおむね40%にあたる本数のスギ、ヒノキの伐採をいう。

この場合の伐採率は、原則として本数換算で35%を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね40%を上回らないこととする。

伐採の手法は、全伐採本数のおおむね8割以上を列状又は群状に伐採するものとし、それらを補完するために単木的な伐採を施工することができるものとする。

列状伐採の場合の1列当たりの伐採幅（伐採区域の短方向の両端に位置する残存立木列の樹幹間の最短距離）の基準は、おおむね5m以上かつ残存林分の平均樹高のおおむね2倍未満を原則とする。

群状伐採の場合の1群の形状及び規模の基準は、おおむね5m四方を超えかつ残存林分の平均樹高のおおむね2倍四方に収まることを原則とする。

なお、残存林分が被災しないように伐採位置の配置などに留意することとする。

伐根には、管理番号を付けるものとする。

周辺森林等においてシカ等の野生動物による食害が見られ、対象森林においても食害の発生が推測される場合にあっては、原則、獣害防護柵等を設置するものとする。

(イ) 倒木等処理

集団的に発生した倒木又は集団的に倒木が発生する恐れのある立木の伐採処理をいう。

(ア)と同様に、必要に応じ、獣害防護柵等を設置するものとする。

(ウ) 伐採木等流出防止処理

整備等により伐採した木竹等の土砂の流出による林地外への流出の防止並びに更新の促進等のために行う枝払、玉切、片付（枝払及び玉切を施した伐採木を等高線とおおむね平行（これにより難しい場合は、十分な固定措置を施す。）に接地固定又は集積固定させる作業、急斜面等にあつては必要に応じて根株や杭木に掛ける作業等による簡易な安定化処理若しくは施行区域から落下及び流出のおそれがなく更新に影響の無い場所へ移動させる作業による除去処理をいう。）、破砕等の林内の整理をいう。

枝払等により発生した枝条については、(オ)の簡易木製構造物の山側間隙に集積し、周辺に簡易木製構造物が無い場合は、残存木の山側の根際等、広葉樹の自然発生を妨げない場所を選定し集積するものとする。

枝払、玉切、片付は、立木の伐倒を伴う他の作業種と一体的な作業であり、これら各作業種の施行に伴い生じた全ての伐採木について実施するものとし、交付申請書の記載にあつては、これら各作業種に含めて記載するものとする。

破砕等は、事業目的の達成上、特に必要であると所長が認める場合に実施できるものとし、交付申請書の記載にあつては、その他知事が認める作業として記載するものとする。

(エ) 広葉樹植栽

環境伐及び倒木等処理による伐採区域における広葉樹等の植栽をいう。

事業施行の3年後に整備後の状況を整備者の報告により所長が確認した上で、植生回復が困難と認めた場合に実施するものとする。

ただし、市町村森林整備計画において、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に該当する森林で主伐に該当する伐採を行う場合や、標高800メートル以上の箇所又は過去の実績等から下層植生の回復が遅れると予想される場合は、原則、環境伐又は倒木等処理の実施時に本事業で植栽ができるものとする。なお、作業の工程上これにより難しい場合は、あらかじめ当年度の整備計画書にその旨を記載した上で、翌年度において広葉樹植栽に係る交付の申請を行うことができるものとする。

植栽木については、市町村森林整備計画に定められている樹種とする。

(ア)と同様に、必要に応じて、獣害防護柵等を設置するものとする。

(オ) 簡易木製構造物設置

土砂流出及び土壌侵食の防止等のために行う、環境伐、倒木等処理等により発生する伐採木等を使用した簡易な構造物の設置をいう。

構造は丸太2本積み土留を標準とする。この場合にあつては、おおむね1.0m以内の間隔に杭木を山側、谷側に交互に打設する（伐根の一部代替利用も可能とする。）などの固定措置を施すものとする。土留の山側間隙への土砂による埋戻しは必要としないが、枝払等により発生した枝条等を集積するものとする。

延長については、環境伐施行地にあつては現地の状況を勘案した上で事業目的の達成上必要な事業量を施行し、倒木等処理施行地にあつては、本作業種の施行は初回整備の必須とし、現地の状況を勘案した上で事業目的の達成上必要な事業量を施行する。

位置については、林内一律均等の配置はせず、局所地形、伐採列の配置、林内集水状況などを考慮し、土砂流出及び土壌侵食の防止が効果的に図られるよう、効率的かつ重点的な配置を行うものとする。

この標準のほか、森林の状況に応じて事業目的の達成上必要な構造及び規模の簡易構造物を設置することができる。

(カ) 簡易作業路設置

整備作業の安全性、効率性を確保するために行う、簡易な作業路の設置等をいう。

作業車道及び作業歩道の設置作業に係る事業費は、原則として同一申請書における全ての作業種に係る事業費の合計の40%を超えない範囲とし、施行地の立地条件、団地化の困難性など考慮した上で、事業目的の達成上の必要性を所長が認める場合に限り、これを超えることができるものとする。

a 作業車道

静岡県林業専用道・森林作業道作設指針に基づく森林作業道の基準を満たすものとする。

(a) 幅員

おおむね3.0m以内を標準とする。

(b) 延長

対象森林の区域の外周に到達するまで及び対象森林の区域内において、整備作業の安全性、効率性を確保するために設置が必要な距離とする。

(c) 横断構造

横断構造は、切盛法高を低くした構造とするものとする。

(d) 法面整形

法面整形は、原則として行わず、浮石やかぶりの除去程度とするものとする。

(e) 法面保護

原則として施行しないこととするが、早期に在来植生等の侵入が期待できない箇所は必要に応じて緑化工を実施するものとする。

(f) 路盤

軟弱路盤については、現地発生の良質土による置換、伐採木等を利用した丸太敷工の施行を原則とし、必要に応じ敷砂利等を必要最小限の範囲で施行するものとする。

(g) 排水施設

側溝は、原則として設けないこととし、片勾配や、横断溝を適切に設け安全な水処理を図るものとする。

湧水等の現地の状況により、やむを得ず側溝が必要な箇所は、土側溝等必要最小限の範囲で安全な水処理を図るものとする。

(h) 路肩構造物

路肩構造物は必要最小限のものとし、伐採木を利用した丸太積工、根株や現地発生石材等により路肩の安定を図るものとする。

(i) 残土処理

残土が発生しないよう断面ごとに切土盛土を調整することを基本とし、発生した場合は山土場、待避所、車回し等の資材として、活用することを原則とするものとする。

(j) その他

環境伐により整備を行う箇所において、作業車道を設置する場合にあつては、原則として当該車道の延長1m当たり0.3立方メートル以上の木材を林外へ搬出し利用するものとする。

ただし、整備箇所内において、簡易木製構造物として活用した場合は、その材積も搬出利用したものとみなすものとする。

b 作業歩道

(a) 幅員

おおむね0.5m程度を標準とする。

(b) 延長

対象森林の区域の外周に到達するまで及び対象森林の区域内において、整備作業の安全性、効率性を確保するために設置が必要な距離とする。

(c) その他

急傾斜地及び沢越え等で地山への作設が困難な箇所においては、伐採木を利用して栈道等を設置することができるものとする。

(キ) 調査計画

権利者の特定、権利者への提案及び交渉、対象森林の現況調査及び整備計画の策定等であって、当該申請の事業内容に限定した(ア)から(カ)及び(ク)の作業種の実行に必要な申請前又は申請後に行う先行作業をいう。

a 調査計画

調査の内容は、第6(1)ウの定めるところによる。

当該作業に係る事業費は、原則として同一の交付申請書における全ての作業種に係る事業費の合計の20%を超えない範囲とし、権利者が権利を有する森林の規模が極めて零細な森林を団地化する場合など、事業目的の達成上の必要性を所長が認める場合に限り、これを超えることができるものとする。

b 管理用看板の設置

原則として全ての施行地において管理用看板を設置するものとする。ただし、PR用看板の設置により施行地が判別できる場合等は、この限りではない。

(ク) その他知事が認める作業

整備計画書により提案があり、事業目的達成のために必要な内容かつ適切な事業量であると所長が認める作業をいう。

PR用看板の設置については、周辺に県民の通行が見込まれる施行地について設置するものとし、設置効果が十分発揮される設置場所、大きさ、デザインとする。

第3(3)に定める竹林の整備については、当該竹林の皆伐等により実施することができるものとし、当該作業に係る事業費は、同一申請書における全ての作業種に係る事業費の合計の50%を上回らない範囲とする。

以上の作業については、いずれも「その他知事が認める作業」として区分し実施するものとする。

オ 一部委託

整備者は、エの各作業種の実行の一部を、委託等の手法により権利者以外の者に実施させることができる。

(2) 竹林・広葉樹林等再生整備事業

ア 樹種等

竹林、広葉樹林、その他の樹種からなる森林

イ 1 申請当たりの規模

原則として、同一の小流域内に所在し若しくは一連の団地又はそれらの集合(単一又は複数の整備計画書の範囲)、かつ、単一の農林事務所の管内の一部であっておおむね0.1ha以上

ただし、2以上の農林事務所の管内にわたる場合は、事業目的の達成上、一体として整備することが必要であると、整備を行う森林面積の最も大きい区域を管轄する所長が認めた場合は、この限りではない。

なお、整備後の被災の状況及び樹種の多様性化への進行の経過等により、事業目的の達成上必要があると所長が特に認める場合に限り、必要な規模とする。

ウ 整備内容等

実施要綱第5(2)の内容及び実施要綱第9の基準は、次に掲げる事項とし、整備者が対象森林の現況等を調査した上で申請者が整備計画書により事業目的の達成のために必要な整備等を提案し、これを補助金交付の決定により所長が認めたものとする。

ただし、(ア)又は(イ)及び(ウ)、(キ)bは、対象森林ごとの初回の補助金交付の申請に当たっての必須の作業種とする。

(ア) 整理伐

適正な立木密度への誘導や樹種の転換を図るために行う、竹林、広葉樹林等の

伐採をいう。

広葉樹林等を対象とする場合の伐採率は、原則として材積換算でおおむね 50% 以内とする。

竹林を対象とする場合は、皆伐及び枯殺による樹種転換を原則とするが、整備後の適正管理が確実に実行できる場合に限り、適正な立木密度へ誘導するための伐採を実施できるものとする。

(1) エ (ア) と同様に、必要に応じ、獣害防護柵等を設置するものとする。

(イ) 倒木等処理

(1) エ (イ) に同じ。

(ウ) 伐採木等流出防止処理

(1) エ (ウ) に同じ。

(エ) 広葉樹植栽

(1) エ (エ) に同じ。

(オ) 簡易木製構造物設置

土砂流出及び土壌侵食の防止等のために行う、整理伐、倒木等処理等により発生する伐採木等を使用した簡易な木竹製の構造物の設置をいう。

森林の状況に応じて事業目的の達成上必要な構造及び規模の簡易構造物を設置することができる。

(カ) 簡易作業路設置

(1) エ (カ) a (a) から (i) 及び b に同じ。

(キ) 調査計画

(1) エ (キ) a、b に同じ。

(ク) その他知事が認める作業

(1) エ (ク) に同じ。

エ 一部委託

整備者は、ウの各作業種の実行の一部を、委託等の手法により権利者以外の者に実施させることができる。

第 5 補助金交付事務

(1) 事務処理

本補助金の交付に係る事務は、静岡県財務規則（昭和 39 年規則第 13 号。以下「財務規則」という。）第 26 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに静岡県財務規則に基づく知事の指定事項（昭和 39 年静岡県訓令乙第 4 号）第 1 条の規定に基づく委任事項として、所長が処理する。

ただし、2 以上の農林事務所の管内にわたって整備を行った場合で、整備後の被災の状況及び混交林化又は樹種の多様化等への進行の経過等を勘案し、初回整備年度の翌年度以降に整備を行う場合にあつては、初回整備の補助金の額を確定した所長が処理するものとする。

(2) 交付の申請

ア 申請者は、整備計画書を策定した後速やかに、交付要綱第 4 の定めるところにより交付申請書に関係書類を添えて所長に提出するものとする。

イ 同一申請に係る整備者は単独とする。

ウ 関係書類は、交付要綱第 4 (1) に定めるもののほか、次に掲げる書類とする。

(ア) 整備計画書

提出部数 1 部（別に、電子データとして作成したものにあっては電子データを書き込んだ電子媒体 一式）

(イ) 第 6 (2) に定める委託契約書（以下「委託契約書」という。）の写し

提出部数 1 部

(ウ) 実施要綱第 10 に定める協定書（以下「協定書」という。実施要綱別記様式。整

備者、権利者の押印済みのものに限る。)

提出部数 必要部数

(エ) 森の力再生事業整備内容等確認書（様式第 20 号。以下「確認書」という。）の写し

提出部数 1 部

(オ) 第 2 (2) イに定める委任状

提出部数 1 部

(カ) 登記事項証明書の写し

提出部数 1 部

(キ) 第 2 (2) ア(オ)の要件により権利者として認める場合にあつては、申立書等

提出部数 1 部

エ 所長は、交付の申請の内容の審査のため特に必要な場合は、申請者に対して必要な書類の提出を求めることができるものとする。

オ 申請に係る事業量は、面積にあつては単位を ha とし、小数点以下 3 位を切り捨てるものとする。延長にあつては単位を m とし、小数点以下 1 位を切り捨てるものとする。

カ 申請に係る整備面積は、第 6 (1) ウ (ア) に定める簡易周囲測定の結果に基づくこととする。

キ 交付要綱第 4 (2) の「別に定める日」は、所長が特に認める場合を除き、当該事業年度の 1 月 31 日とする。

(3) 申請書の審査

ア 所長は、補助金交付の決定に当たって、補助金交付申請書及び関係書類の内容等を審査するものとする。

イ 所長は、アの審査に当たって必要がある場合は、職員を現地調査等にあたらせるものとする。

ウ 補助金交付の決定は、原則として森の力再生事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経るものとする。

エ 審査委員会は、各農林事務所に設置し運営等について所長が定める。

オ 審査においては、整備計画書等の合目的性及び実現性に特に留意するものとする。

カ 本事業においては、調査計画が補助対象であることから、現地の実測の有無及び権利者の特定のための調査の有無等について審査の対象とする。

キ 申請者の審査に当たっては、第 2 (1) 及び (2) の各要件に照らすものとする。

ク イ及びウは、第 6 (5) オによる事前審査の結果が適又はおおむね適であつて、交付申請の内容が事前審査を行った内容と同一又は事前審査に基づき通知した意見に即した修正がなされた内容等である場合に省略することができる。

ケ 申請書が概算払承認申請を兼ねる場合は、その時期及び金額の妥当性のほか、平成 18 年 4 月 1 日付け財政第 4 号会指第 3 号「概算払の基準等について」に適合しているか審査する。

(4) 市町長の意見

ア 補助金交付の決定に当たっては、市町意見照会書（様式第 1 号）により、対象森林の所在する市町の長の意見を聴くものとする。

イ アは、第 6 (5) オによる事前審査の結果が適又はおおむね適であつて、交付申請の内容が事前審査を行った内容と同一又は事前審査に基づき通知した意見に即した修正がなされた内容等である場合に省略することができる。

(5) 交付の決定

ア 所長は、補助金交付の決定をしたときは、速やかに申請者に通知するものとする。

イ 所長は、補助金交付の決定する際には、交付要綱第 5 に掲げる事項の全部を交付の条件として、申請者に通知するものとする。

ウ 2 以上の農林事務所の管内にわたって整備を行う場合にあつては、補助金交付の

決定をした所長は、整備を行う森林を管轄する農林事務所の長に通知するものとする。

(6) 協定書の締結

所長及び申請者は、補助金交付の決定と同時又は決定後速やかに、交付の条件として実施要綱第10に定める協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

(7) 概算払の請求

ア 整備者は、概算払の請求手続について、交付要綱第9に定める提出書類のほか、様式第15号の出来形調書を1部所長に提出するものとする。

イ 権利者は、協定により、補助金の一部である概算払を請求する権利を有しないものとする。

ウ 概算払の請求の金額は、原則として、請求時点における支出済みの整備事業費から既に概算払のあった額を差し引いた額の90%の範囲内とする。

エ 概算払の金額の合計は、交付決定額の70%以内とする。

(8) 変更の承認申請

ア 申請者は、交付要綱第5（3）アからウのいずれかに該当する場合、交付要綱第5に定めるところにより、変更承認申請書に関係書類を添えて所長に提出し、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

なお、整備面積や整備方法等の整備内容の変更がない森林の権利者から、当該変更承認申請の手続きについて、整備者が委任を受けている場合は、この委任の範囲で、当該権利者の押印を省略することができるものとする。

イ 関係書類は、交付要綱第6に定めるもののほか、次に掲げる書類とする。

（ア）第8（6）に定める森の力再生事業変更整備計画書（以下「変更整備計画書」という。整備内容、森林現況等の変更を伴う場合に限り。）

提出部数 1部（別に、電子データとして作成したものにあっては電子データを書き込んだ電子媒体 一式）

（イ）第6（2）カに定める変更委託契約書（以下「変更委託契約書」という。）の写し（変更契約を伴う場合に限り。）

提出部数 1部

（ウ）第11（8）に定める変更協定書（整備者及び権利者の押印済みのものに限り。協定の変更を伴う場合に限り。）

提出部数 必要部数

（エ）森の力再生事業整備内容等確認書（変更）（様式第20号。以下「確認書」という。）の写し

提出部数 1部

ウ 所長は、変更の承認申請の内容の審査のため特に必要な場合は、申請者に対して必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(9) 変更の承認

（3）から（6）までの規定は、変更の承認申請に係る変更の承認、交付額の変更の決定等について準用する。

ただし、対象森林面積が増加しない場合は、（4）に規定する市町長の意見を省略することができるものとする。

(10) 整備中に実施する現地の調査

ア 整備者は、整備の一部が完了した場合は、所長へ申請を行った上で、現地調査のみを先行して実施することができる。この場合、確認した出来形部分については、実績報告に係る現地調査に代えることができるものとする。

イ 調査は、所長が調査を命じた職員が行う。

ウ 調査は、整備者からの申請書受理後速やかに行うこととする。

エ 所長は、現地調査の結果、整備の内容が不相当であると判断する場合は、整備者に指導した上で、実績報告書受理後に実施する現地調査で再調査を行うものとする。

オ 調査に当たっては、整備の結果のほか、整備者の管理状況にも留意するものとする。

カ 調査の手法については、別に定める。

(11) 現地作業完了届

第5(13)ウのただし書きにより、実績報告書受理前に現地調査を行う場合は、整備者は、現地作業完了の日から起算して10日を経過した日又は交付を決定した日の属する年度（以下「事業実施年度」という。）の3月25日のいずれか早い日までに、様式第17号の現地作業完了届に、森の力再生事業整備実績書（様式第4号）のうち、整備結果の状況写真等を添付し提出するものとする。

(12) 実績報告

ア 申請者は、事業の完了後、交付要綱第7の定めるところにより実績報告書に係る書類を添えて所長に提出するものとする。

イ 関係書類は、交付要綱第7(1)に定めるもののほか、次に掲げる書類とする。

(ア) 第10に定める整備実績書（以下「整備実績書」という。）

提出部数 1部

整備実績書の電子データ（Excel指定、整備実績総括表については県指定の電子ファイルに入力したものに限り）一式

整備実績書に使用した写真の電子データ（JPEG指定、1枚当たり1.5MB以下）一式

(イ) (10)による現地調査を実施した場合は、当該部分に係る関係書類一式

(ウ) 変更委託契約書の写し（変更契約を伴う場合に限る。）

提出部数 1部

(エ) 算出基礎の根拠となる証拠書類

提出部数 1部

ウ 所長は、事業実績、関係法令の適合状況等の確認のため特に必要な場合は、申請者に対して必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(13) 調査

ア 静岡県補助金等交付規則（昭和31年規則第47号。以下「交付規則」という。）第13条の規定に基づき交付額の確定のために行う調査は、次のとおりとする。

(ア) 実績報告書等の書類の審査（(10)による現地調査を実施した場合は、当該部分に係る書類を含む）

(イ) 現地調査

イ 調査は、所長が調査を命じた職員が行う。

ウ 調査は、実績報告書受理後速やかに行うこととし、原則として事業実施年度内に実施することとする。

ただし、やむを得ない場合は、現地作業完了届により3月31日までに現地調査を行うものとする。

エ 所長は、現地調査の結果、整備等の内容が不相当であると判断する場合は、整備者に修正を指示できるものとし、指示に従い整備者が修正した場合は修正後に再調査を行うものとする。

オ アからウまでの規定は、修正を指示した場合の再調査について準用する。

カ 調査に当たっては、整備の結果のほか、整備実績書の出来ばえにも留意するものとする。

キ 調査の手法については、別に定める。

(14) 交付の確定

ア 所長は、(13)の調査の結果、交付の決定の内容及び交付の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

イ 2以上の農林事務所の管内にわたって整備を行う場合にあつては、交付すべき補助金の額を確定した所長は、整備を行う森林を管轄する農林事務所の長に通知する

ものとする。

(15) 請求

ア 整備者は、交付要綱第8の定めるところにより、補助金の請求を行うものとする。

イ 権利者は、協定により、補助金を請求する権利を有しないものとする。

(16) 支払

所長は、(7) 又は (15) の請求を受けた場合、財務規則等の規定に則り、速やかに支払を行うものとする。

第6 申請に係る先行作業

(1) 森林の調査計画

ア 整備者は、補助金交付の申請に当たって、第5(5)の補助金交付の決定の通知を受ける前に第4(1)エ(キ)a又は第4(2)ウ(キ)aに定める調査計画に着手する場合は、事前着手届(様式第18号)を所長に提出するものとする。

イ 整備者は、整備を行おうとする第3(2)に定める対象森林に係る権利者を土地登記簿等により特定及び把握をし、当該整備等に係る交渉を行い、権利者の同意の上で森林の調査を実施するものとする。

ウ イの森林の調査の手法は次のとおりとする。

(ア) 簡易周囲測量

整備計画書の対象とする森林の区域の外周について、ポケットコンパス、地球測位システム(GNSS)等を用いた測量を実施し、面積及び形状を確定する。

同一の整備計画書において作業種による面積の区分が必要な場合は、それぞれ測量を実施する。

このほか、環境伐又は整理伐若しくは倒木等処理の整備の対象となる森林について、同一作業種における複数の標準単価が適用される状況である場合にあっては、区域を標準単価の区分ごとに分割して測量を行い、標準単価の区分ごとの面積及び形状を確定する。

また、別表実施要綱第7の森林の区域の欄の(1)イの森林及び(2)イの森林に定める森林については、その区域を分割して測量し、面積及び形状を確定する。

測量の基準となる位置については、杭を打設し保存する。

ポケットコンパス等を用いた測量の精度は、周囲測量の閉合誤差の許容限度を100分の5以内とし、GNSS等を用いた測量の精度は、各測点の誤差の許容限度を3m以内とする。加えて、申請時の測量及び検査時の確認に際しては、aからcの要件を全て満たす条件で実施すること。

a 測量時の補足衛星数は、4つ以上であること。

b 取得回数(エポック数)が3つ以上であること。

c 測点の半数は、HDOP(Horizontal Dilution of Precision)値が4以下であること。

ただし、面積及び形状を確定するに当たり、これらの測量と同等以上の精度を有する過去に行った測量の結果に基づき作成された実測図を利用する場合は、簡易周囲測量の全部又は一部を省略することができる。

また、風倒被害又は積雪等により整備前の測量の実施に危険が伴う等困難である場合にあっては、簡易周囲測量の実施の時期を整備後とすることができるものとする。

(イ) 標準地設定及び調査

標準地は、林縁部及び局地的な急傾斜地等の特殊地形部を避け、整備する林分の標準的な場所に設置するとともに、その状況が把握できる大きさ、形状とするものとする。

対象森林の面積((ア)の測量により、対象森林を分割して測量を行った場合にあっては、分割のされたそれぞれの林相ごとの面積)を小数点以下四捨五入した面

積の1ha当たり1箇所（対象森林の面積が1ha未満の場合は1箇所）、100m²以上の標準地を設定し、整備計画書の作成に必要な毎木調査、クリノメータ等による傾斜の実測（標準地の中心部付近でポールを寝かせ、傾斜が最大となる方向における傾斜を測定）等を行う。

なお、対象面積が10ha以上の場合は、10haを超える部分については10ha増すごとに1箇所の設置とする。この場合にあつては、(ウ)の森林概況調査に重点をおき、設定した標準地が当該森林の標準的な森林であること及び(ア)の測量により対象森林を分割する必要がないことについて、十分な確認を行うものとする。

設定すべき標準地の箇所数よりも林小班数が多い場合は、同一の林小班に複数の設定を行わないものとする。

設定した標準地は、補助金の確定通知を受けるまでの間、杭、テープ等により、その位置を保存するよう努めなければならない。

倒木等処理に係る調査であつて、標準地の設定が困難又は不適當な場合は、別の方法により整備計画書の作成に必要な調査を行うことができる。

(ウ) 森林概況調査

対象森林の全域の概況について、現地踏査、文献調査等により、林況、植生、荒廃状況、風倒被害状況等、整備計画書の作成に必要な調査を行う。

(エ) 伐採が主伐に該当する場合の事前相談

伐採が主伐に該当する場合にあつては、地形や広葉樹の生育状況等に配慮することが必要なため、整備計画書を作成する前に、農林事務所に事前相談することとする。

(オ) 調査用歩道等設置

(イ) から (ウ) に定める森林の調査を安全に実施するために必要な調査用歩道等の設置をすることができる。

a 幅員

歩道の幅員は、おおむね0.5m程度を標準とする。

b 延長

調査を実施する森林の区域内において、調査作業の安全を確保するために必要な最低限度の距離とする。

c その他

急傾斜地及び沢越え等で地山への作設が困難な箇所においては、伐採木等を利用して栈道等を設置することができるものとする。

(2) 委託契約の締結

ア 本事業による整備は、権利者からの受託により整備者が実施する。

イ 整備者は、権利者に対し、事業目的、整備の概要、整備の有効性が記載された資料を用いて説明した上で、確認書により、同意を得るものとし、書面をもって委託契約を締結する。

ウ 委託契約は、整備計画書のうち当年度の整備等の実行、協定の締結及び第5(2)の交付の申請を前提としたものとする。

エ 委託契約は、次に掲げる事項についての規定を含むものとする。

(ア) 本補助金の補助対象となる整備について、権利者の実質的な費用負担は無いこと

(イ) 補助金交付の決定がなされなかった場合及び補助金交付の決定の一部又は全部の取消がなされた場合の扱い

オ 本補助金の補助対象となる作業以外の内容が含まれる委託契約の締結については、これを妨げない。

この場合にあつては、本補助金の補助対象となる作業とそれ以外の作業に係るそれぞれの経費を、経理上、明確に分離することとする。

カ 委託契約の内容に変更が生じる場合は、変更の契約を行うものとする。

キ アからオまでの規定は、カの契約について準用する。

ク 当該契約は請負とすることを認める。この場合、委託契約とあるのは請負契約に、委託契約書とあるのは請負契約書にそれぞれ読み替える。

(3) 森林簿等の修正

整備者又は権利者は、調査の結果、森林簿及び森林計画図の記載内容と対象森林の現況に著しい差異が認められた場合、静岡県森林計画情報取扱要領（平成24年5月25日森計第95号）第9の規定に準じ、修正の報告を行うよう努めるものとする。

(4) 補助対象の扱い

ア (1) ア、イ及びウに定める森林の調査計画は、交付要綱別表の事業の区分の欄1の(7)及び2(7)並びに第4(1)エ(キ)a及び(2)ウ(キ)aに定める作業種である調査計画に該当し、かつその他の作業種の実施に不可欠なものであることから、補助金交付の決定の日以前の日を実施したものについても補助金の交付の対象とする。なお、補助金の交付の対象は、第4(1)エ(ア)及び(イ)並びに(2)ウ(ア)及び(イ)に定める環境伐、整理伐及び倒木等処理を行う範囲とする。

イ 補助金交付の決定の日以前の日を実施した調査計画に係る補助金交付事務は、同作業種に係る実績額の精算が完了した日にかかわらず、他の作業種に係るものと同時に一括して扱うものとする。

(5) 事前審査申請

ア 整備者は、翌年度に予定する交付申請の全部に係る整備計画等について、事前審査申請書（様式第13号）に関係書類を添えて、所長に事前審査の申請をすることができる。

イ 関係書類は、次に掲げる書類とする。

(ア) 交付要綱第4(1)に定める書類（ただし、ア交付申請書を除く。）

提出部数1部

(イ) 整備計画書（様式第3号）

提出部数1部

ウ 事前審査申請の提出期限は、所長が特に認める場合を除き、交付申請を予定する前年度の3月15日とする。

エ 第5(2)イ及びエからカまでの規定は、アの事前審査申請について準用する。この場合、「交付の申請」は「事前審査の申請」に読み替える。

オ 所長は、事前審査申請を受理した場合、速やかに内容について審査を行い、審査の結果を事前審査結果通知書（様式第14号）により、申請者に通知するものとする。

カ 第5(3)アからク及び(4)アの規定は、オの事前審査申請に係る審査について準用する。この場合、「補助金交付の決定」は「事前審査結果の決定」に、「補助金交付申請書」は「事前審査申請書」に、それぞれ読み替える。

第7 補助額の算出

所長は、補助金の交付の決定及び確定に当たって、補助額を算出するものとする。

(1) 補助額の算出

ア 補助額は、作業種ごとの事業費に補助率を乗じた額から交付要綱第10(1)に定める消費税仕入控除税額等を減じた額の千円未満を切り捨てて得られる作業種ごとの補助相当額を合計して算出する。

イ 交付要綱別表の補助率（額）の欄に掲げる別に定める額は、(3)により算出した標準経費とし、アで得られる作業種ごとの補助相当額は、これを上回らないものとする。

(2) 補助対象とする経費

補助対象とする経費は、第4(1)エ(ア)から(ク)まで及び(2)ウ(ア)から(ク)までの作業に係るものであって、次に掲げるものとする。

ア 資材費

事業の実行に直接必要な苗木、燃料、消耗機材等の購入費及びこれらの運賃、荷造費等

イ 労務費

事業の実行に直接必要な労務賃金等

ウ 機械器具損料

事業の実行に直接必要な機械器具、車両などの損料

エ 運搬費

事業の実行に必要な機械器具の運搬及び現場内における移動に要する経費

オ 準備費

事業の実行に必要な準備等及び跡片付けに要する経費

カ 安全費

事業の実行に必要な安全衛生管理に要する経費

キ 労務者輸送費

事業の実行現場に労務者を輸送するために要する経費

ク 管理及び事務費

事業の実行にあたって必要な管理及び付帯的事務等に係る光熱費、労務管理費、保険料、給料、手当、謝金、退職金掛金、福利厚生費、事務用品費、交通費、通信費、委託料、請負費、会場借上料等

(3) 標準経費

ア 標準経費は、作業種ごとに定めるものとし、作業種ごとの標準単価に作業種ごとの事業量を乗じて算出した額とする。

イ 標準単価の額の定めのない作業種及び標準単価方式により難しい内容の整備に係る標準経費は、県が別途個別に積算した額とする。

(4) 標準単価

標準単価は、毎年度、県が別に定める。

第8 整備計画

(1) 作成

ア 整備者は、実施要綱第11(1)に定める事業計画として、森の力再生事業整備計画書(様式第3号)を作成するものとする。

イ 同一の整備計画書において計画する森林の範囲は、原則として個々の林小班の面積にかかわらず、隣接し又は近隣に所在する林小班の集合として一連の団地とみなされる森林の範囲とする。

ウ 整備計画書は、第6(1)の森林の調査の結果を踏まえ、地形、傾斜、周辺に生育する広葉樹、獣害等に留意したものでなければならない。

エ 整備者は、整備計画書の作成にあたって、交付の申請前に農林事務所の技術的な指導を受けることができるものとする。

特に、防災上、県民生活に影響が大きい位置及び状況にある森林に係る整備については、伐採の手法、簡易な構造物の配置及び事業量等について、事前に指導を受けることが望ましい。

所長は、整備者から技術的な指導の要請を受けた場合、専門知識を有する職員による適切な指導がなされるよう、配慮するものとする。

オ 整備者は、整備計画書の内容を権利者に説明した上で、確認書により、同意を得るものとする。

(2) 内容

整備計画書は、対象森林に係る事業目的達成のための整備の手法、安全対策及び整備後の適正管理の手法等に係る計画について、明瞭かつ具体的に記載するものとする。

(3) 策定者

整備計画書は、整備者及び権利者の連名により策定し、交付の申請に当たって、交

付要綱第 4 (1) イの事業計画書（以下「事業計画書」という。）に添付するものとする。

(4) 森林経営計画認定を受けた者等の同意

対象森林の全部又は一部において、森林経営計画が認定されている場合にあっては、整備計画書の内容等について、当該森林に係る森林経営計画の認定を受けた者（ただし、整備者及び権利者を除く。）の同意を得るものとする。

なお、森林経営計画の認定前で、対象森林の森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（ただし、整備者及び権利者を除く。）が存する場合にあっては、その者の同意を得るものとする（様式第 16 号）。

(5) 取扱い

整備計画書は、交付の申請に係る審査及び県民等への公表の対象とする。

(6) 変更整備計画

ア 整備計画書は、交付要綱第 5 (3) ア及びイのいずれかに該当する場合であって、整備内容、森林現況等の変更を伴う場合は、森の力再生事業変更整備計画書（様式第 3 号）を作成し、変更の承認に係る書類として交付要綱第 6 イの変更事業計画書に添付するものとする。

イ (1) から (5) までの規定は、変更整備計画書について準用する。

第 9 労働災害の報告

整備者は、整備中に死傷等の事故が発生した場合は、その概要を速やかに所長へ報告するものとする。

第 10 整備実績

(1) 作成

ア 整備者は、実施要綱第 12 (1) に定める事業実績として、整備の結果を踏まえ、森の力再生事業整備実績書（様式第 4 号）を作成するものとする。

整備実績書は原則として県が配布する電子ファイルを使用して作成する。

このうち「整備実績総括表」については、実施要領の様式第 4 号として県が公表している最新の電子ファイルに入力して作成しなければならない。

イ 整備実績書において記載する森林の範囲は、整備計画書（第 5 (8) の変更の承認があった場合は変更整備計画書）と同一とする。

(2) 内容

整備実績書は、整備の実績、整備の結果を踏まえた整備後の適正管理の手法等に係る実績について、明瞭かつ具体的に記載するものとする。

(3) 取りまとめ者

整備実績書は、整備者及び権利者の連名により取りまとめ、実績報告に当たって、事業実績書に添付するものとする。

(4) 森林経営計画認定を受けた者等の同意

対象森林の全部又は一部において、森林経営計画が認定されている場合にあっては、整備実績書の内容について、当該森林に係る森林経営計画の認定を受けた者（ただし、整備者及び権利者を除く。）の同意を得るものとする。

なお、森林経営計画の認定前で、対象森林の森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（ただし、整備者及び権利者を除く。）が存する場合にあっては、その者の同意を得るものとする（様式第 16 号）。

(5) 取扱い

整備実績書は、第 5 (13) の調査及び県民等への公表の対象とする。

第 11 協定

(1) 整備者は、協定の内容を権利者に説明し、権利者の同意を得るものとする。

- (2) 県、整備者、権利者は、交付の決定後速やかに、協定を締結し、これを遵守するものとする。
- (3) 協定の期間は、原則として協定を締結した日から 10 年を経過した日の属する年度の 3 月 31 日までの間とする。
- (4) 整備者は、第 6 (1) イの権利者との交渉の過程において協定の内容を説明し、権利者の理解を得るものとする。
- (5) 協定は、交付の決定後の整備計画書又は交付の確定後の整備実績書の内容について適用する。
- (6) 協定の締結及び遵守は、交付要綱第 5 (1) に定める交付の条件であり、締結がなされない又は遵守されない場合は、決定の一部又は全部を取消すことがある。
- (7) 協定書に関連する届出等の書類の様式は、次のとおりとする。
 - ア 森林被害等状況報告書（協定書第 10 条第 1 項第 2 号関連） 様式第 6 号
 - イ フォローアップ整備提案書（協定書第 10 条第 1 項第 3 号関連） 様式第 7 号
 - ウ 整備結果変更届（協定書第 10 条第 2 項関連） 様式第 8 号
 - エ 植生回復等状況報告書（協定書第 10 条第 5 項関連） 様式第 9 号
 - オ 権利者承継届（協定書第 11 条第 1 項関連） 様式第 10 号
 - カ 整備者承継届（協定書第 11 条第 3 項及び第 4 項関連） 様式第 11 号
 - キ 住所等変更届（協定書第 11 条第 5 項関連） 様式第 12 号
- (8) 変更協定書
 - ア 変更協定書は、交付要綱第 5 (3) ア及びイのいずれかに該当する場合であって、協定の内容に変更を伴う場合は、変更の承認後速やかに協定を締結しなければならない（様式第 5 号）。
 - イ (1) から (7) までの規定は、変更協定書について準用する。

第12 整備後の適正管理

- (1) 整備後の森林については、協定書に基づき、整備者の協力のもと権利者が適正に管理するものとする。
- (2) 整備後の森林の管理の手法等については、あらかじめ整備計画書に記載するものとする。
- (3) 整備後の森林の管理に係る費用は、権利者及び整備者が負担するものとする。
- (4) 整備後の森林において、権利者が実施する森林施業及び利用については、整備の効果を減退させない範囲において、これを妨げない。

第13 事業の推進及び指導

- (1) 推進
 - 県は、別に定めるところにより、事業の推進のための体制を整備し、戦略の策定、進行管理、調整、情報収集等を行うものとする。
- (2) 指導等
 - ア 県は、市町、関係団体及び整備者との連携の下に、整備者及び権利者に対して、事業の円滑な実施を図るために必要な助言、指導、調整等を行うものとする。
 - イ 県は、事業効果の高度かつ早期の発揮及び整備後の適正管理の助長のため、他の事業及び制度の活用並びに活用のために必要な助言、指導、技術の普及、その他必要な措置を講ずるものとする。

第14 書類の整理保存

本事業の補助金の交付に係る関係書類及び証拠書類については、県、申請者がそれぞれ整理のうえ、協定期間の末日の属する年度末まで保存することとする。

第15 雑則

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年度分の事業（平成 19 年度分の事業に係る第 6（5）事前審査申請を含む。）から適用する。

附 則

この改正は、平成 19 年度分の事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 20 年度分の事業（平成 20 年度分の事業に係る第 6（5）事前審査申請を含む。）から適用する。

附 則

この改正は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 21 年度分の事業（平成 21 年度分の事業に係る第 6（5）事前審査申請を含む。）から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年度分の事業（平成 22 年度分の事業に係る第 6（5）事前審査申請を含む。）から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年度分の事業（平成 23 年度分の事業に係る第 6（5）事前審査申請を含む。）から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年度分の事業（平成 24 年度分の事業に係る第 6（5）事前審査申請を含む。）から適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 6 月 11 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 30 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年度分の事業（平成 28 年度分の事業に係る第 6（5）事前審査申請を含む。）から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年度分の事業（平成 30 年度分の事業に係る第 6（5）事前審査申請を含む。）から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年度分の事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年 7 月 1 日から適用する。

この改正の施行の際現に改正前の要領の様式により提出されている意見照会書等は改正

後の要領の様式により提出された意見照会書等とみなす。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年11月1日から施行する。

この改正の施行の際現に改正前の様式により提出されている整備計画書等は改正後の様式により提出された整備計画書等とみなす。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から適用する。

別表 整備を実施する森林

| 事業の区分 | 実施要綱第7の森林の区域 | 要件 |
|----------------|--------------|---|
| 人工林再生整備事業 | (1) アの森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱第4(2)に規定する荒廃した森林 |
| | (1) イの森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱第4(2)に規定する荒廃した森林 ・同一交付申請において整備または過去に本事業で整備した実施要綱第7(1)アに定める森林に隣接し、かつ、地形及び配置上の一体性を有する森林 |
| 竹林・広葉樹林等再生整備事業 | (2) アの森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱第4(2)に規定する荒廃した森林 ・整備に係る保全対象が、広く県民に供される又は広く県民生活に影響を及ぼすなどの公共性を有している森林 |
| | (2) イの森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱第4(2)に規定する荒廃した森林 ・整備に係る保全対象が、広く県民に供される又は広く県民生活に影響を及ぼすなどの公共性を有している森林 ・同一交付申請において整備または過去に本事業で整備した実施要綱第7(2)アに定める森林に隣接し、かつ、地形及び配置上の一体性を有する森林 |

(注) 実施要綱の条項ごとに要件をいずれも満たす森林で整備を実施できるものとする。